

# 3R推進法に 変えてください!

3月10日に閣議決定された  
容リ法改正案は、

**1.5R** に過ぎません!

リデュース

~~発生  
抑制~~

排出  
抑制

~~再使用~~

~~リユース~~

再生利用

リサイクル

2006年3月23日

容器包装リサイクル法の改正を求める全国ネットワーク

# 改正法案は、循環型社会形成推進基本法や 中央環境審議会の最終答申である意見具申に照らすと、 3つの点で、重大な不備があります。

## 1. 発生抑制（Reduce）が「排出抑制」に置き換えられています。

意見具申では、リデュースは「発生抑制」として明記されています。

ところが、「排出抑制」は「発生抑制」の半分でしかないにもかかわらず、改正法案では、すべて「排出の抑制」と表現されています。

## 2. 再使用（Reuse）の文言が、抜け落ちています。

循環基本法第七条「循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則」\*において、再生利用よりも再使用を優先することが定められています。

また、意見具申においても、もっとも重視されています。

にもかかわらず、改正法案には「再使用」が抜け落ちています。

（食べものを買わないわけにはゆかない）消費者が発生抑制に貢献するためには、容器をくり返し使うことが一番なのです。こうした消費者努力に応えるためにも、多くの事業者がくり返し使える容器を選び、使うことが求められているのです。

### \* 循環型社会形成推進基本法（循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則）

第七条 循環資源の循環的な利用及び処分に当たっては、技術的及び経済的に可能な範囲で、かつ、次に定めるところによることが環境への負荷の低減にとって必要であることが最大限に考慮されることによって、これらが行われなければならない。この場合において、次に定めるところによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときはこれによらないことが考慮されなければならない。

一 循環資源の全部又は一部のうち、再使用をすることができるものについては、再使用がされなければならない。

二 循環資源の全部又は一部のうち、前号の規定による再使用がされないものであって再生利用をすることができるものについては、再生利用がされなければならない。

## 3. 自主的取組を促進する事業者に製造事業者が抜けています。

意見具申では、利用事業者には限定されていないにもかかわらず、改正法案第七条の四の対象が、利用事業者に限定されています。

**改正法案は不備があるだけでなく、  
レジ袋有料化が明記されず、  
また、事業者の自主的取組を担保する規定がないなど、  
とても、3R を推進できる法案ではありません。  
確実に、3R を推進できる法律に変えていただけますよう、  
次の5点について見直しをお願いします。**

1. 「排出の抑制」という表記を「発生の抑制」に直すこと。

2. 第二条（定義）、第三条（基本方針）などに再使用を定めること。

3. 第七条の四に「製造事業者」も加えること。

4. レジ袋有料化の推進が不十分な場合には、「レジ袋税の導入」を条件として盛り込むこと<sup>\*1</sup>。

5. 事業者の自主的取組の効果が薄い場合には、「拡大生産者責任の強化」を条件として盛り込むこと<sup>\*2</sup>。

**\* 1：レジ袋税を導入すべき根拠**

①改正法案では、違反しても罰金 50 万円に過ぎないので、レジ袋を販売すればそのお金が大きな収入になる事業者が、「真剣に、レジ袋の削減に取り組むこと」や「販売代金を消費者に還元すること」は担保されません。

②すべてのレジ袋が有料化され、50%の発生抑制があった場合、販売金は約 750 億円（＝300 億枚×5 円 / 枚×50%）となり、この金額がレジ袋税による徴収額の目安となります。

**\* 2：拡大生産者責任を強化すべき根拠**

①実効性の担保の無いまま、事業者の自主的な取組に委ねてしまうのは、取り組まない事業者を“許容してしまう”ことにつながります。

②事業者の自主的取組の効果が不十分であれば、中央環境審議会及び産業構造審議会の「中間取りまとめ」で合意された拡大生産者責任を強化することは、論議の経過からいっても妥当性があります。

## 中央環境審議会の意見具申（今後の容器包装リサイクル制度の在り方について）－抜粋－

### ①発生抑制→

「Ⅱ.3 容器包装リサイクル法の見直しの基本的方向（1）」においては、  
『循環型社会形成推進基本法に規定された基本原則に基づき、リサイクルより優先されるべき発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）を更に推進する。』と真っ先に明記されています。

### ②再使用→

「Ⅲ.1 発生抑制及び再使用の推進」という具体的な施策案において、  
消費者は・・・『排出者として、容器包装廃棄物の発生抑制・再使用を推進する重要な役割があるとの認識の下に、容器包装の使用量の少ない商品等の選択を行うことが必要である。』

市町村は・・・『住民や地域の事業者との相互連携を図り、当該市町村の区域内における発生抑制・再使用に主体的に取り組む必要がある。』

事業者は・・・『軽量化・薄肉化された容器包装の製造・利用や、過剰な容器包装の使用抑制を推進するとともに、容器包装廃棄物の発生抑制・再使用に資する消費者の商品選択を促す取組を広げてゆくことが求められる』と事業者の重要な役割に位置付けられています。

### ③事業者自主的取組→

「Ⅲ.1（6）発生抑制等に係る指針の策定や達成状況の報告等による事業者の自主的取組の促進」

『…このような環境負荷低減の観点から事業者による自主的取組をより促進するための措置としては、容器包装廃棄物の発生抑制等の促進に係る指針（対策が十分進んでいない事業者に対し、対策が比較的進んでいる事業者レベルの対策を促すための指針）を国が示した上で、容器包装の利用量等の観点から対策を特に講ずることが必要だと考えられる特定事業者に対して、発生抑制等の取組の実施状況に関する報告を求める…』とあり、特段、事業者は限定されていません。

## 産業構造審議会の報告書（容リ法の評価検討に関する報告書）関連記述－抜粋－

### ①発生抑制→

「第1章2.（4）①事業者における容器包装の使用の合理化努力」において

『…事業者においては、例えば容器包装の軽量化のような使用の合理化による容器包装廃棄物の発生抑制（リデュース）のための取組が進展してきている。』などと記述されています。

### ②再使用→

「第2章見直しの具体的な方向性」の冒頭文書にて、

『容器包装に係る資源の有効利用のためには、容器包装のライフスタイルの各段階において、資源の消費量を減らすリデュース・リユースの取組を進めることが重要である』と明記されています。

### ③事業者自主的取組→

「第2章1.事業者による製品の製造・利用段階における3Rの取組の推進」で『<対応の方向>特に、現状において十分な使用の合理化が進んでいない容器包装を利用する事業を行う事業者に対しては、事業者が取り組むべき事項（…）を国が示す…』とありますが、利用事業者が使用の合理化を進めるためには、製造事業者の取組も不可欠と考えられます。

## これまでの経過

① 2004年7月に始まった法改正作業の核心は、容リ法の後に制定された上位法たる循環型社会形成推進基本法に基づけば、まがりなりにも拡大生産者責任の確立に向けたものになるはずでした。

②ところが、2005年6月の中央環境審議会と産業構造審議会で、いったんは合意された拡大生産者責任確立の方向が業界圧力で転換されてしまい、議論そのものが棚上げにされてしまいました。

③これだけでも問題ですが、閣議決定された「改正法案」の条文を調べると、核心を棚上げした審議会報告からも更に後退し、循環基本法の法趣旨を無視した内容に変えられてしまっているのです。

2006年3月23日

容器包装リサイクル法の改正を求める全国ネットワーク

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3 TEL/03-3234-3844 FAX/03-3263-9463

E-mail reuse@citizens-i.org URL <http://www.citizens-i.org/gomi0/>